

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

令和6年度 一般廃棄物収集運搬業研修会

資源循環局事業系廃棄物対策課
業務課

令和6年10月30日

目次

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

- 1 ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画
- 2 手続の見直しについて（予定）
- 3 浄化槽清掃業者の皆様へお知らせ
- 4 令和6年度一般廃棄物収集運搬業優良事業者について
- 5 事故・苦情・搬入状況等について
- 6 一時多量ごみの神明台への搬入方法について



「ヨコハマ3R夢！」マスコット イーオ
へら星人 ミーオ

1 ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画

これまでの計画 「横浜G30プラン」

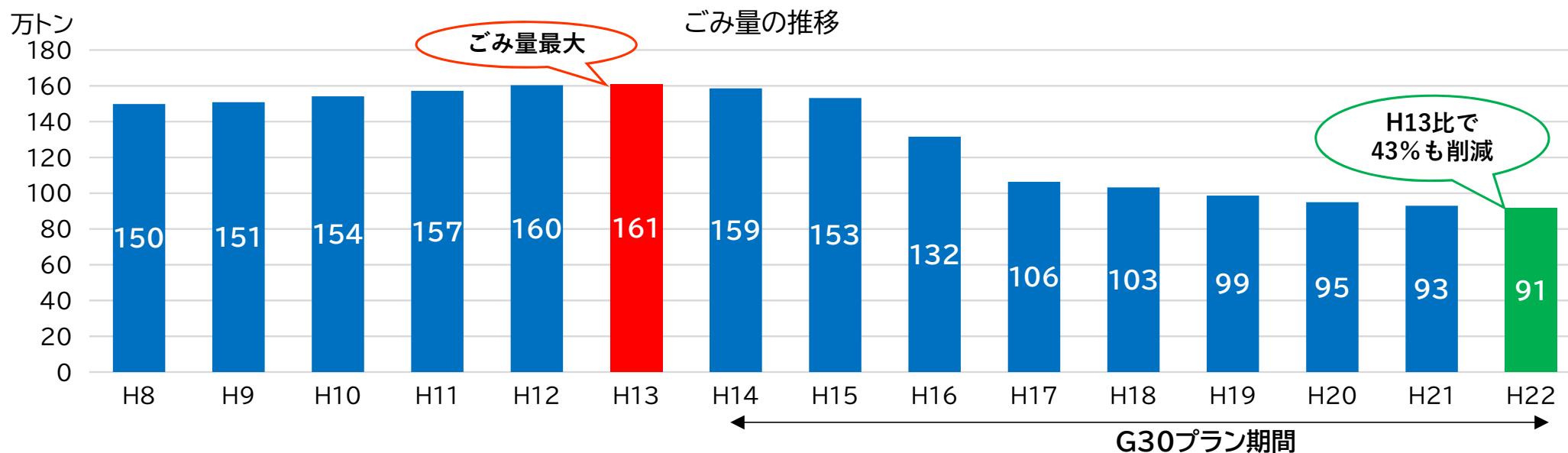
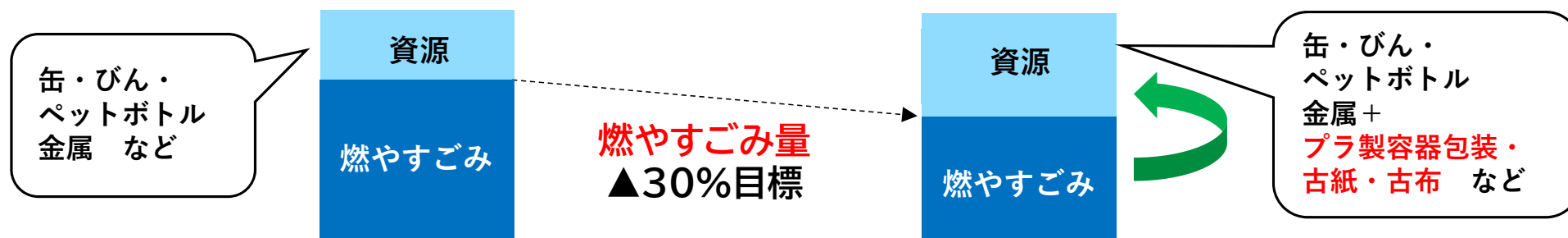
明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

▶ 燃やすごみの削減がターゲット

⇒ 分別収集品目を拡大【5分別 ⇒ 10分別15品目】



これまでの計画 「ヨコハマ3R夢プラン」

明日をひらく都市

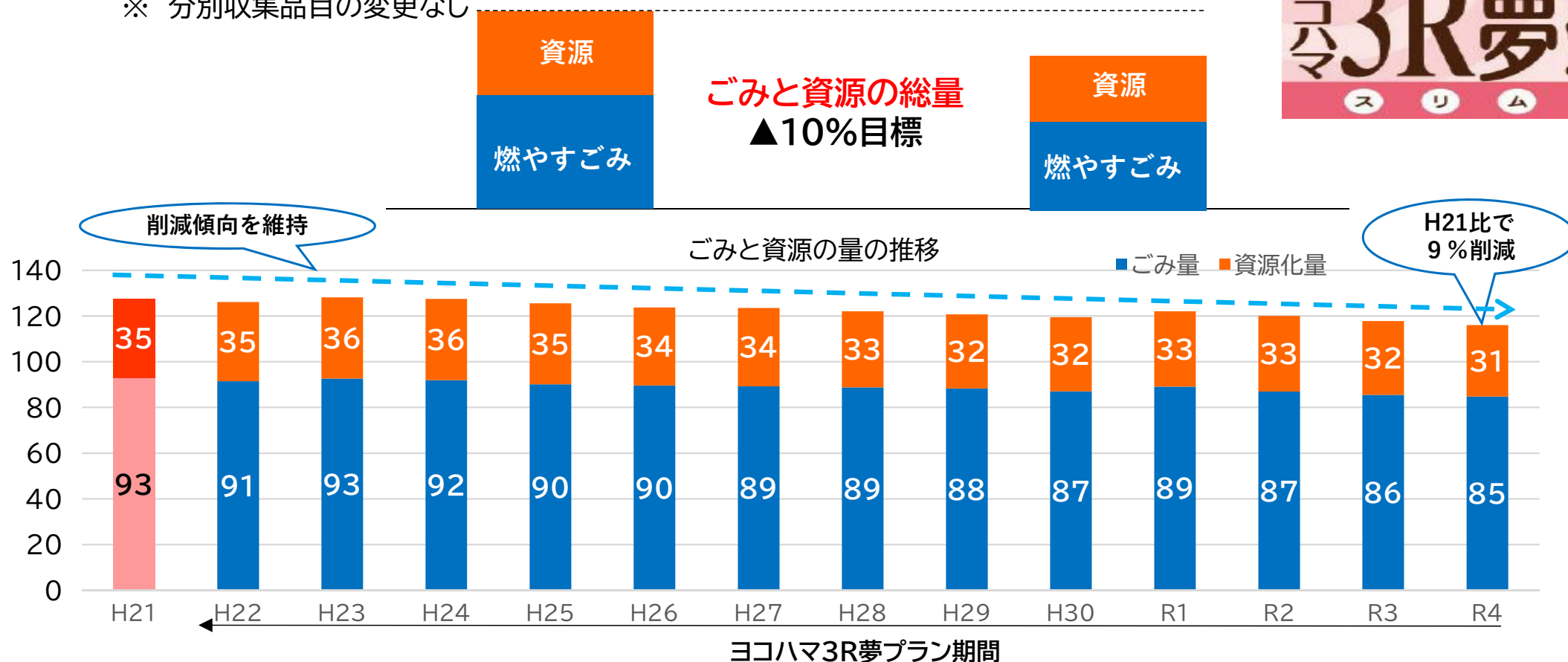
OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

▶ ごみと資源の総量の削減がターゲット

⇒ マイバッグやマイボトルなど、環境にやさしいライフスタイルに転換

※ 分別収集品目の変更なし



ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER
YOKOHAMA



燃やすごみに含まれるプラスチックごみの2万トン削減を目標としています。
市民1人あたりで換算すると5.3kg削減していく必要があることから、
名称に「5.3」を含めています。
「5.3」は「ごみ」と読み、市民・事業者・行政がプラごみ削減に向けて協働し、
将来世代に良好な環境を引き継いでいくことを目指しています。

ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

基本方針 1 (市民・事業者編) SDGsの達成と脱炭素社会の実現

政策 1 プラスチック対策の推進

政策 2 食品ロス削減の推進

政策 3 環境学習・普及啓発の推進

基本方針 2 (行政編) 市民ニーズへの対応と安定したごみ処理

政策 4 多様な社会ニーズへの対応

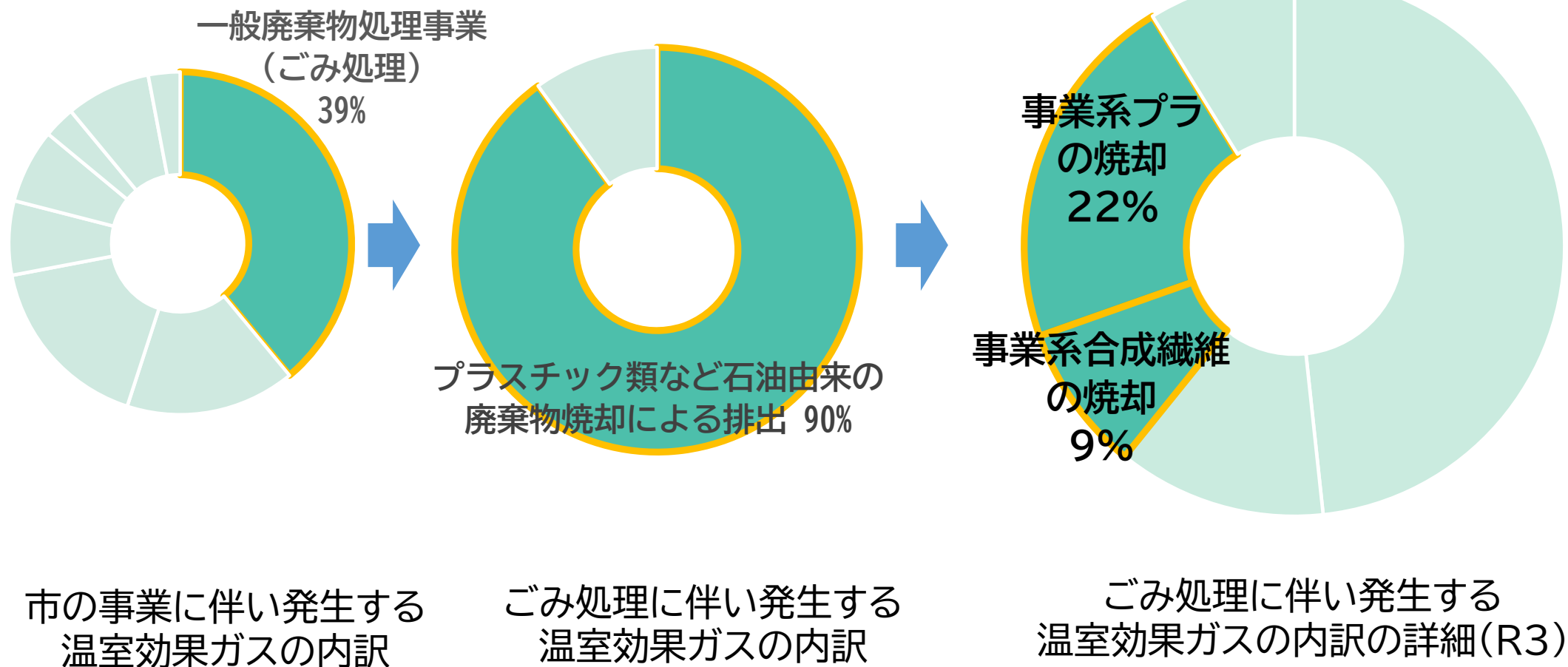
政策 5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

政策 6 将来を見据えた施設整備

施策体系

市の事業に伴う温室効果ガス

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA



プラスチック対策の推進

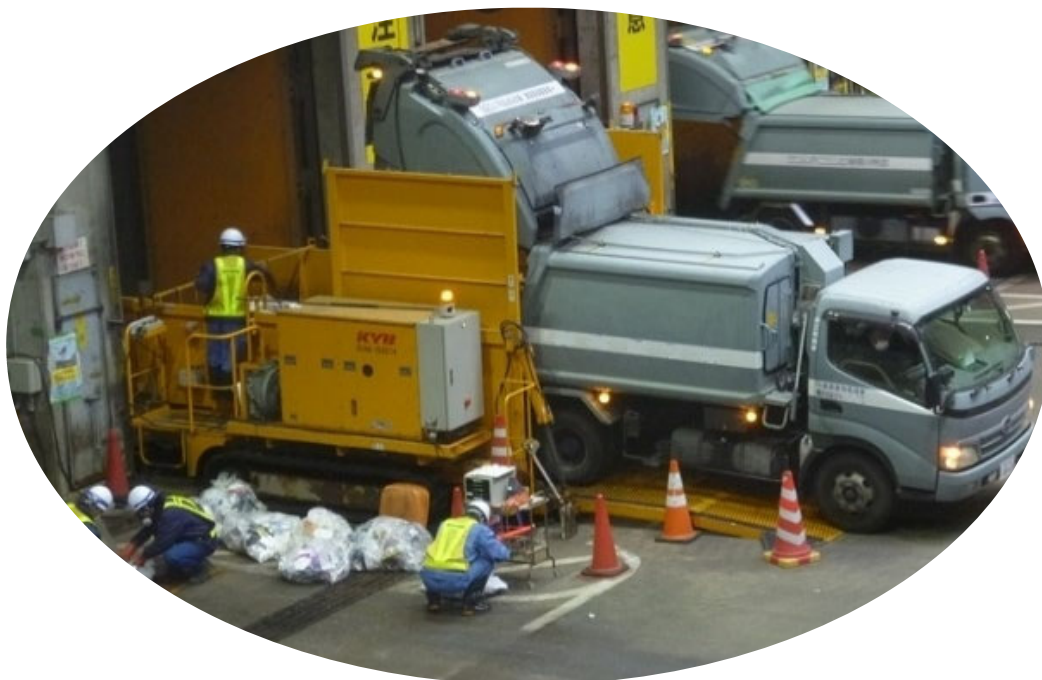
明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

市焼却工場に搬入される事業系一般廃棄物のプラスチック混入対策

▶ 市焼却工場における搬入物検査の状況



搬入物検査の様子



プラスチックが混入している搬入物

プラスチック対策の推進

市焼却工場に搬入される事業系一般廃棄物のプラスチック混入対策

▶ 排出事業者への指導・啓発の強化

- ・ 事業系廃棄物のプラスチックが不適正に搬入されないよう
排出事業者への指導・啓発を強化します。
- ・ 搬入物検査において、不適正搬入の原因となる排出事業者の
情報を詳細にヒアリングしますので、
ドライバーの方々の協力をお願いします。
- ・ ヒアリングした情報は、データ化した上で、立入検査による
指導やチェーン店など業界団体の統括本部を通じた啓発等、
効果的に行っていきます。

プラスチック対策の推進

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

市焼却工場に搬入される事業系一般廃棄物のプラスチック混入対策

① 相談窓口の設置

分別していない排出事業者について、
許可業者の方からの匿名による
情報提供を受け付けています。
提供された情報をもとに、
事業場への現場確認を行い、
分別の徹底等を啓発していきます。

排出事業者のごみの分別についてお困りの方
「相談窓口」を開設しました。

下記QRコードからアクセスし、入力ホーム
へ必要事項を入力の上、送信してください。
なお、相談内容によっては、対応し兼ねる
場合もございますので、ご了承ください。

QRコード



横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課

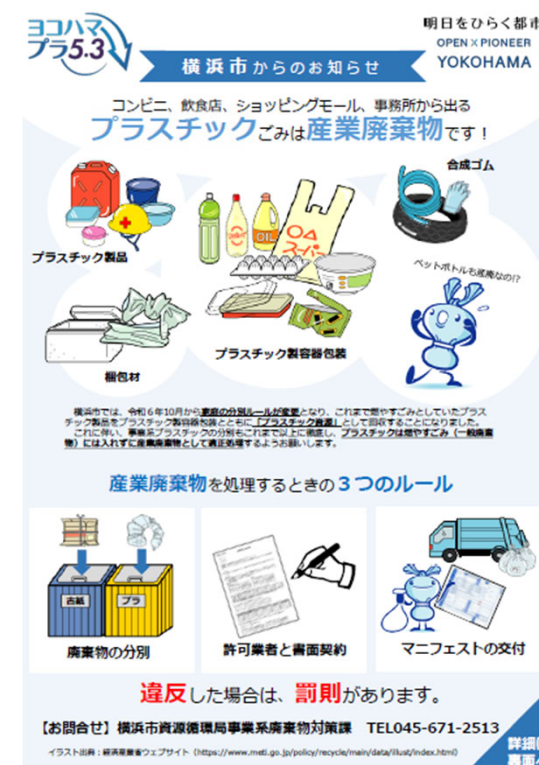
プラスチック対策の推進

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

市焼却工場に搬入される事業系一般廃棄物のプラスチック混入対策

② 許可業者を通じた啓発ちらしの配布

- 搬入物検査では、一定数、排出事業者の特定ができていません。
- そこで、一般廃棄物収集運搬許可業者と連携し、プラスチックは産業廃棄物であるため工場に搬入できないこと、産業廃棄物を処理するための法的義務を啓発していきます。
- 啓発は、許可業者を通じ各顧客である排出事業者にちらしを配布して行います。
- 内容や配付方法については、横浜市一般廃棄物許可業協同組合との意見交換を踏まえたものとしします。



配布予定のちらし

プラスチック対策の推進

市焼却工場に搬入される事業系一般廃棄物のプラスチック混入対策

③ 展開検査での持ち帰り指導の徹底

- 展開検査装置による搬入物検査（展開検査）で不適正搬入を確認した場合は、原則として持ち帰り指導を実施しています。
（ただし、他の車両の搬入に支障が生じる場合や、持ち帰りにより悪臭や衛生上の問題が生じる場合は例外的に搬入を認めています。）
- 展開検査で分別済のプラスチックの搬入を確認した際は、持ち帰り指導を改めて徹底していきます。
- 目視検査で複数回、違反を確認した車両に対して、展開検査を実施していきます。

(参考)家庭系のプラスチック対策【プラスチックごみの分別ルールの変更】

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

プラスチック製
容器包装



プラスチック製品



プラスチック資源

プラスチック製容器包装



プラスチック製品



※プラスチックのみでできているもの

お住まいの区によって、実施時期が異なります

令和6年10月～

旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、
栄区、瀬谷区、戸塚区、中区

令和7年4月～

全18区で実施

2 手続の見直しについて

手続の見直しについて

○ 規則等改正対象

- ・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則
- ・浄化槽法施行細則
- ・一般廃棄物処理業許可基準等要綱
- ・浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱
- ・横浜市浄化槽設置に関する事務取扱要綱
- ・浄化槽清掃業等業務基準

改定予定日
令和7年4月1日

手続の見直しについて

○ 変更内容（対象：全許可業者）

- ①許可更新時(に変更が無ければ)の添付書類の省略が可能に
- ②経理的基礎に関する書類(貸借対照表や損益計算書)が3年分から2年分の提出に

手続の見直しについて

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

○ 変更内容（対象：限定なし＋限定あり（浄化槽を除く））

・車両の増車・減車時の手続の簡略化

①一部提出書類の廃止

②交付書類の廃止

手続の見直しについて

○ 変更内容（対象：浄化槽）

- ①収集運搬業と浄化槽清掃業で重複する書類は省略可能に
- ②条件付きで、車両の増車や最大積載量が変更可能に
- ③従業員変更時の届出が不要に

3 浄化槽清掃業者の皆様へのお知らせ

浄化槽維持管理の周知依頼

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

<現状>

浄化槽の維持管理（法定検査、清掃及び保守点検）を適切に実施していない浄化槽管理者が依然として多い。

【参考】法定検査受検率；45.9%、清掃実施率；48.2%（2023年度実績）

<依頼事項>

●周知チラシの配布

浄化槽に2023年度の法定検査済証シールが貼られていなければチラシを配布してください。

●適切な清掃実施の声かけ

年に1回（全ばっ気は半年に1回）の頻度で清掃を実施していない管理者には、清掃の実施を積極的に促してください。

横浜市からのお知らせ

浄化槽の法定検査を受けましょう。

法定検査とは、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するため、神奈川県指定の検査機関が毎年検査するものです。※日頃の「保守点検」「清掃」とは別に必要です。

どうして受ければいけないの？
法定検査では、放流水の状況や、日頃の保守点検・清掃が適切に実施されているかを、神奈川県が指定した検査機関が、公正・中立な第三者的な立場で総合的に判断します。浄化槽の機能が適正に維持されていることを確認し、浄化槽からの水が放流される河川などの水環境を保全するためにも重要な検査です。
「浄化槽法」第11条により年1回の受検が義務付けられています。

何を検査するの？
保守点検や清掃の記録を確認したり、破損や詰まりがないか、設備の不具合がないか、処理水に異常がないかなどを調べます。

法定検査のお申し込み

法定検査の申込みはあなたの地区を受け持つ検査機関に直接申し込んでください。

受け持ち地区	検査機関
鶴見区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	(一財)日本環境衛生センター TEL 044-288-5225 FAX 044-288-4901
神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区	(公社)神奈川県生活安全協会 TEL 045-830-5721(検査部) FAX 045-830-5722

法定検査料金表(抜粋)

人数(人)	料金(円)
5~10	5,500
11~20	7,700
21~50	10,000

※50人超までは、単独処理・合併処理浄化槽とも同一料金です。

このお知らせに関する問合せ先
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 23階
横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理施設指導係
TEL 045-671-2547
E-mail sj-jokaso@city.yokohama.jp

浄化槽関係ホームページはこちら



横浜市 浄化槽 維持管理 検索



2023年度
法定検査済証

周知チラシ

4 令和6年度一般廃棄物収集運搬業優良事業者について

令和6年度一般廃棄物収集運搬業優良事業者一覧

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

辻村商事株式会社	株式会社デスポ
有限会社佐々木商店	株式会社新和商会
株式会社滝田商会	藤ビルメンテナンス株式会社
株式会社神奈川保健事業社	株式会社ダイトーフジテック
武松商事株式会社	株式会社カンキョーワークス
株式会社神港商会	有限会社末広金属
株式会社萬世	株式会社平賀興業所
株式会社春秋商事	丸忠建工株式会社
大塚産業有限会社	

優良事業者の取り組み

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA



収集できません

☐ プラスチック

☐ びん・缶・ペットボトル

☐ その他（ ）

☐ 粗大ごみ

株式会社○○○○○

045-○○○-○○○○○

<取組内容>

分別が出来てないごみを取り残す際に、理由を記載したシールや張り紙を貼り、排出事業者に適正排出を啓発

優良事業者の取り組み

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA



<取組内容>

職業体験

分別・3Rについての講話

処理施設の見学

イベント会場での啓発

5 事故・苦情・搬入状況等について

車両に関する情報

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

年度	事故件数	車両の苦情件数
令和元年度	4件	40件
令和2年度	8件	22件
令和3年度	4件	48件
令和4年度	9件	37件
令和5年度	4件	37件
令和6年度(10月1日時点)	3件	16件

ごみ収集車両の苦情件数（令和6年度内訳）

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

10月1日時点

内容	件数	備考
速度超過・運転マナー違反	10件	速度超過、危険運転、乱暴な運転、 あおり運転など
交通ルール違反	3件	信号無視、一時不停止など
その他	3件	ホッパードアを開け放っての走行、路上駐 車、私有地への立入、騒音・振動・臭気な ど

過積載について

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

	過積載率	100%超	150%超	200%超
令和元年度	7.3%	11,221台	524台	36台
令和2年度	4.5%	6,823台	245台	8台
令和3年度	5.1%	7,535台	268台	48台
令和4年度	5.8%	8,647台	145台	19台
令和5年度	5.6%	8,646台	140台	15台

⑨ 過積載をした場合、道路交通法等に基づく罰則の対象は、**車両運転者、事業者や荷主**にまでおよび場合があります。

過積載について

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

	過積載率	100%超	150%超	200%超
4月	6.8%	886台	14台	1台
5月	6.0%	806台	14台	1台
6月	6.0%	767台	8台	1台
7月	6.6%	912台	7台	0台
8月	5.7%	762台	8台	1台

⑨ 過積載をした場合、道路交通法等に基づく罰則の対象は、**車両運転者、事業者や荷主**にまでおよび場合があります。

各種報告書の提出について

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

限定なし＋限定あり (浄化槽を除く)	浄化槽
毎月20日まで	毎月10日まで
事業実績総括報告書 (4月・10月は事業実績報告書も)	浄化槽清掃業務実績報告書 浄化槽清掃等実績表 地下排水槽清掃業務実績報告書

Excelファイルをそのまま提出していただくと助かります
(データの活用、ペーパーレス化を進めるため)

6 一時多量ごみの収集運搬方法について

受付から搬入までの流れ

- 1 業務課に申請
- 2 搬入日の決定
- 3 神明台処分地へ搬入
- 4 料金の納付

1 業務課に申請

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

(第1号様式)

家庭系廃棄物(粗大ごみ等)搬入申請書兼委任状

申請日 年 月 日

事業者名	許可番号			
担当者名	電話番号【会社】 (本社・営業所)			
	電話番号【携帯】			
搬入先	1 横浜市廃却工場 2 南本牧最終処分場 3 粗大ごみ等ストックヤード (次のいずれか1か所に○) (鶴見ヤード ・ 長坂谷ヤード ・ 神明台ヤード ・ 栄ヤード)			
(※) 搬入先は、1～3のいずれか1か所に○を付けてください。				
品 名	数量① 手数料単価② 手数料額 (①×②) 種 別			
合計点数	手数料合計			
(※) 太枠内のみ記入してください。				
蛍光灯・電球・スプレー缶・乾電池・プラスチック製容器包装・ペットボトル・小さな金属類及びプラスチック資源の有無(該当する方に○)				
あり (リットル袋で 袋程度) / なし				
(※) 蛍光灯・電球・スプレー缶・乾電池・プラスチック製容器包装・ペットボトル・小さな金属類・プラスチック資源は、神明台ヤード限定となります。				
私は、上記事業者に対して、上記内容のとおり、家庭ごみの運搬を依頼します。				
年 月 日				
住 所	建物名 号棟 号室			
排 出 場 所	横浜市 区 建物名 号棟 号室			
氏 名	ふりがな ⑥			
日中連絡可能な電話番号	()			
【必ずご確認ください！】				
・上記内容をご確認いただいたうえで、太枠内は必ず排出されるご本人が記入してください。				
・後日、内容確認のために市役所から連絡させていただく場合がございます。				
(※) 次の欄には何も記入しないでください。				
受付日	受付番	返信時間	分	時
搬入日	月 日 曜日	AM	PM	
備考欄				

※本表では事業系廃棄物の搬入申請はできません。
※搬入先一か所につき一枚の申請書が必要です。

・搬入希望日の3営業日前までに業務課運営係にメールで搬入申請書兼委任状を提出します。

・申請書には品目とおおよその搬入量(袋数)を記載してください。

・委任者の押印は必須です。

・搬入希望日(午前・午後)をメール本文に記載してください。

※土・日・祝日の搬入はできません。

提出先：sj-ichijitartyou@city.yokohama.jp

2 搬入日の決定

- ・ 申請書を審査し、搬入の決定と搬入日を通知します。
- ・ 一日の搬入数やヤードの都合で搬入日を調整させていただくことがあります。
- ・ 土、日、祝日や年末年始、お盆については、市民の搬入が多く一時多量ごみに対応できないため、搬入できません。

【参考】

年末…最終日のおおよそ10日前～

年始…年始からおおよそ10日間

お盆…お盆期間の1週間程度

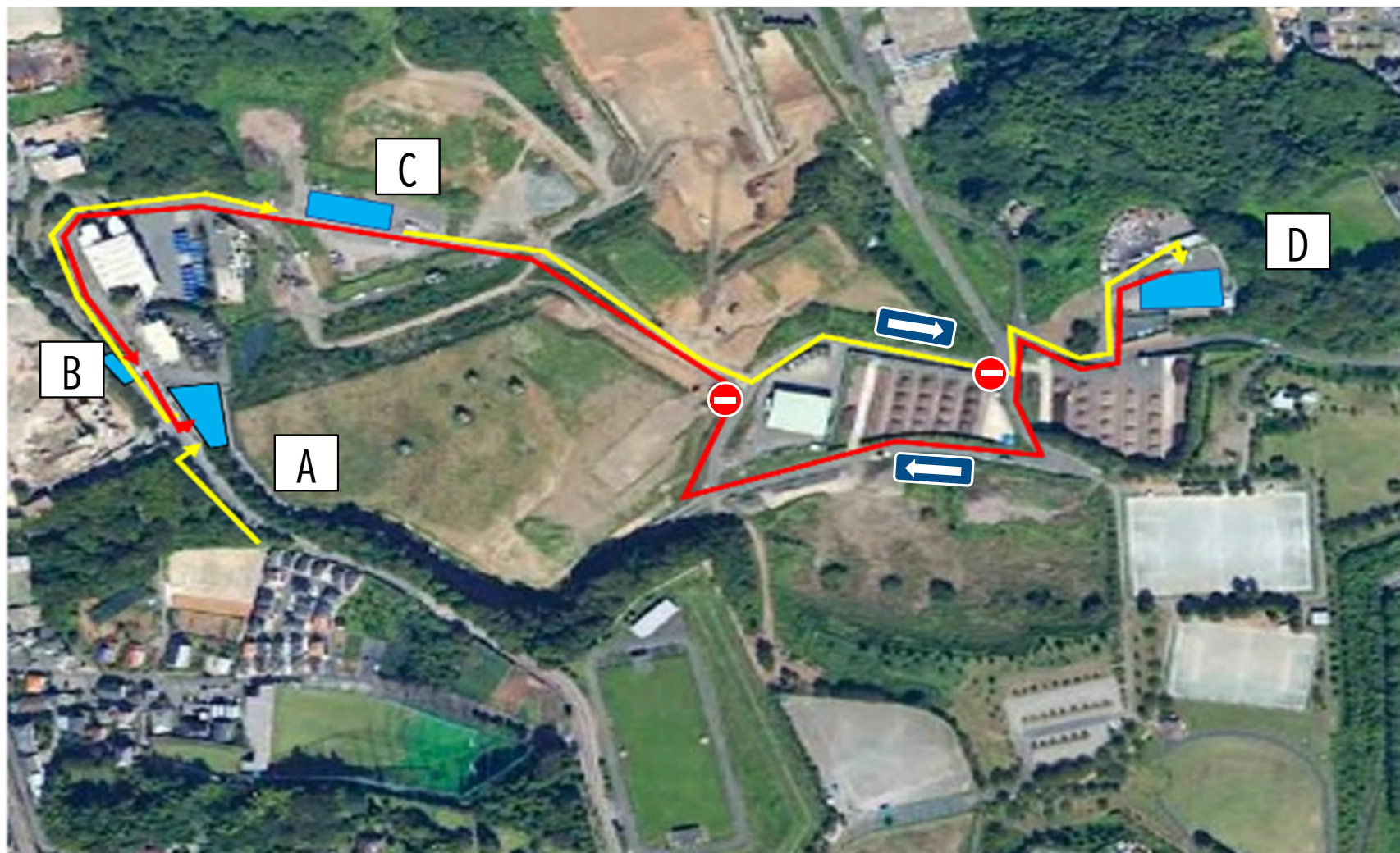
3 神明台処分地への搬入

搬入日当日に委任状を持って、
神明台自己搬入ヤードにお越してください

- ・ 神明台入口右手前の自己搬入ヤードで受付をします。
 - ・ 受付後は自己搬入ヤード職員の指示に従って搬入してください。
- ※車両によって搬入方法が違います。
- ・ パッカー車は計量器奥のスペースに駐車し、徒歩で自己搬入ヤードにお越してください。
 - ・ 平ボディ車は直接、自己搬入ヤードにお越してください。

【神明台】 搬入手順

→ 行き
→ 帰り



A【受付】 自己搬入ヤード



粗大ごみ・乾電池
ペットボトル

B【計量】



C【搬入】



スプレー缶・蛍光灯
電球・小さな金属

D【搬入】



プラスチック資源

3-1 パッカー車での搬入

計量器奥のスペースに駐車後→徒歩で（A）搬入ヤードに行き、必ず受付を行ってください

搬入物検査（プラ以外）（A）→

1回目の計量（B）→

スプレー缶・蛍光灯・電球・小さな金属の搬入（C）→

職員立ち合いの元、プラスチック資源を搬入（D）→

乾電池、ペットボトルの搬入（A）→

2回目の計量（B）→

計量票の提出（A）



3-2 平ボディ車での搬入

受付、粗大ごみの搬入、搬入物検査 (A) 搬入ヤードで受付を必ず行ってください→

1回目の計量 (B) →

スプレー缶・蛍光灯・電球・小さな金属の搬入 (C) →

プラスチック資源を搬入 (D) →

乾電池、ペットボトルの搬入 (A) →

2回目の計量 (B) →

計量票の提出 (A)



3-3 プラヤードへの搬入



※原則、積み下ろし場所に搬入していただきますが、ヤードの職員より指示があった場合は従ってください。

※搬入不適合物があった場合、指摘を受けた品物は、再度積み直しを行い、お持ち帰りいただきます。

4 料金の納付

- ・ 神明台に搬入する、粗大ごみ以外の一時多量ごみは1キロ当たり13円の料金がかかります。
 - ・ 提出いただいた計量票をもとに、毎月初めに納付書を送付するので、お支払いください。
(工場などのお支払いと併せて送付します)
- ※粗大ごみについては、事前に通知する手数料分の粗大ごみ手数料シールを貼付して搬入していただきます。

- ・搬入の際には横浜市のルールに従い分別を行い、お持ちください。未分別や搬入不適合物（汚れがひどいなど）の場合は搬入をお断りさせていただく事もあります。
- ・必ず自己搬入ヤード職員の指示に従って搬入してください。
- ・委任状の様式や詳細な搬入方法は本市ホームページに載せております。必ず事前にご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ichijitaryousodai.html>

ご清聴ありがとうございました。

